平成１８年度　消防学校教育訓練実施状況

(1) 教育訓練方針

消防の任務は、近年における都市化、情報化、高齢化等の進展により、一段と広域化、高度化してきている。平成１７年度においても、全国的に地震や台風など広範囲に及ぶ災害が発生しており、消防に対する期待が益々高まってきている。

こうした中、数年内に発生する可能性が高いと予測されている東海地震や同時発生が危惧される東南海・南海地震等、大規模地震災害に対する総合的な消防防災体制の整備を図ることが喫緊の課題となっている。

平成１７年度は、消防職員専科教育特殊災害科や幹部教育上級幹部科を新たに実施するとともに、今後５か年間における初任教育等の入校予定者数の動向や警防関係と予防関係の教育訓練の重複実施の回避等を考慮し、平成１８年度以降の消防学校教育訓練実施計画の見直しを行った。

平成１８年度は、これらの見直しや国の要請等を踏まえ、消防職員特別教育新任消防長研修を新設する外、各種の災害事象に的確に対応できる消防職団員を育成するため、基礎的かつ専門的な知識・技術を修得させるとともに、次に掲げる教育訓練を重点的に実施した。

また、自衛消防隊員等の消防関係者に対しても、必要に応じて教育訓練を実施した。

(2) 消防職員に対する教育訓練

ア　初任教育（規則第５条）

新たに採用された者に対して、職務の遂行に必要な基礎的知識、技術を修得させるとともに、人格の向上、体力・気力の錬成、規律の保持、協同精神のかん養等を図るため、６か月間（８５１時間）の教育訓練を実施した。

イ　専科教育（規則第６条）

（ア）特殊災害科

ＮＢＣテロ災害対策を担当する者又は担当予定者に対して、職務の遂行に必要な専門的知識・技術を修得させるため、９日間（４９時間）の教育訓練を実施した。

（イ）予防科

予防業務を担当する者又は担当予定者に対して、予防・査察業務及び危険物業務に必要な専門的知識・技術を修得させるため、２３日間（１１０時間）の教育訓練を実施した。

（ウ）火災調査科

火災調査業務を担当する者又は担当予定者に対して、火災調査業務に必要な専門的知識・技術を修得させるため、１５日間（７５時間）の教育訓練を実施した。

（エ）救急科

新たに採用された者及び救急隊員の資格のない者に対して、救急隊員として必要な基礎的知識から専門的知識・技術までを修得させ、新たに認められた応急処置まで行える救急隊員の資格を取得させるため、２か月間（２６２時間）の教育訓練を実施した。

ウ　幹部教育（規則第７条）

（ア）初級幹部科

消防士長、消防司令補及び昇任予定者に対して、人事管理、指揮能力等の初級幹部として必要な知識・技術を修得させるため、１７日間（７５時間）の教育訓練を実施した。

エ　特別教育（規則第８条）

（ア）らっぱ科

らっぱを担当する者又は担当予定者に対して、楽理、指揮法等らっぱ吹奏に必要な知識・技術を修得させるため、２日間（１４時間）の教育訓練を実施した。

（イ）消防操法指導科

消防操法の指導担当者又は担当予定者に対して、操法指導に必要な知識・技術を修得させるため、１日間（７時間）の教育訓練を実施した。

（ウ）新任消防長研修

新たに消防長に就任した者で、これまでに消防吏員として消防事務に従事した経験がない消防長を対象に、現場管理等に必要な知識・技術を修得させるため、２日間（１４時間）の教育訓練を実施した。その後、消防本部で２日間（１４時間）の現場指揮訓練等が実施された。

（エ）気管内チューブ追加講習（平成17年度までの気管挿管追加講習を名称変更）

救急救命士に対して、気管挿管に必要な医学的知識・技術を修得させるため、１５日間（６４時間）の教育訓練を実施した。

(3) 消防団員に対する教育訓練

ア　基礎教育（規則第９条）

消防団員に対して、消防団活動に必要な基礎的知識・技術を修得させるため、２日間（１４時間）の教育訓練を、消防本部で７時間、学校で１日間（７時間）実施した。

イ　専科教育（規則第１０条）

（ア）機関科

主にポンプ機関を担当する者又は担当予定者に対して、操作等に必要な知識・技術を修得させるため、２日間（１４時間）の教育訓練を実施した。

ウ　幹部教育（規則第１１条）

（ア）初級幹部科

消防団員としての基礎的知識・技術を有する班長、部長相当の者に対して、初級幹部として必要な指導能力等の知識・技術を修得させるため、１日（７時間）の教育訓練を本校、地区開催あわせて年６回実施した。

（イ）中級幹部科

分団長又は昇任予定者に対し、中級幹部として必要な組織の管理運営、指導能力等の知識・技術を修得させるため、２日間（１２時間）の教育訓練を実施した。

エ　特別教育（規則第１２条）

（ア）らっぱ科

らっぱを担当する者又は担当予定者に対して、楽理、指揮法等らっぱ吹奏に必要な知識・技術を修得させるため、２日間（１４時間）の教育訓練を実施した。（消防職員と合同実施）

（イ）指導員科

消防団の教養を担当する班長以上の者に対して、団員の教育訓練指導に必要な教育訓練指導要領等の知識・技術を修得させるため、４日間（２６時間）の教育訓練を実施した。

（イ）震災対策講習会

消防団員（階級は問わない）に対して、大規模な震災発災時に、消防団が中核となり地域ぐるみの救助活動を行えるよう、必要な知識・技術を修得させるため、１日間（７時間）の教育訓練を年２回実施した。

オ　短期入校

規則第４条に定めのない教育訓練で、各種学科、訓練及び消防操法等、消防団員に必要な知識・技術を修得させるため、短期間の教育訓練を実施した。

(4) 消防関係職員に対する教育訓練

ア　自衛消防隊員教育

各事業所の自衛消防隊員に対して、「事業所に勤務又は出入りする者の人命の保護」と「施設等の被害の軽減」を図るための活動に必要な知識・技術を修得させ、事業所の自主防災活動の充実を図るため２日間（１４時間）の教育訓練を実施した。

その他、消防に関する知識・技術の修得を必要とする諸団体の関係者に対して、随時必要な科目の教育訓練を実施した。

資料１１－１表　平成１８年度消防学校教育訓練実施状況

区分	教育訓練の種別			期別	教育訓練期間	教育日数	教育時間	修了者数
消防職員	初任教育			５５	18．4．6～18．9.29	１７７	８５１	７９
	専科教育	特殊災害科		２	18.10.12～18.10.20	９	４８	２７
		予防科		３	19．2．5～19．2.27	２３	１１０	２６
		火災調査科		１０	18.12．7～18.12.21	１５	７５	２８
		救急科		１０	〈前期〉18.10.24～18.11.30 〈後期〉19．1．9～19．2．2	変則　３９ ２８	１３１ １３１	８２
	幹部教育	初級幹部科		２６	18.11.20～18.12．6	１７	７５	２２
	特別教育	らっぱ科		４６	18.10．5～18.10．6	２	１３	２
		消防操法指導科		２８	19．3.16	１	７	４５
		新任消防長研修		１	18．4.24～18．4.26	３	１９	４
		気管内チューブ追加講習		３	18.11.13～18.11.27	１５	６４	２２
		広報特別研修		１	18.10.16	１	６	４４
	小計					３２６	１，５３０	３８１
消防団員	基礎教育			１０	19．3.18	１	７	２５
	専科教育	機関科		３	18.11.18～18.11.19	２	１４	２９
	幹部教育	初級幹部科	本校	189～194	19．1.28・19．2.18 19．3．4・19．3.11	１×４	７×４	２５７
			東濃地区		18.10.15	１	７	１３０
			飛騨地区		18．6.18	１	７	７５
		中級幹部科		２８	19．2.24～19．2.25	２	１３	３９
	特別教育	らっぱ科		４６	18.10．5～18.10．6	２	１３	２０
		指導員科		１４	〈前期〉18．4.15～18．4.16 〈後期〉18.10.21～18.10.22	４	２６	８１
		震災対策講習会		１４	18.10.29	１	７	３８
				１５	18.11.12	１	７	１２
	短期入校			－	18．6.22～18．7.14	１４	３３	４１５
	小計					３３	１６２	１，１２１
消防関係者等	自衛消防隊員教育			３２	19．3．7～19．3．8	２	１４	６１
	その他教育	その他の教育		－	随時	－	－	－
	小計					２	１４	６１
合計						３６１	１，７０６	１，５６３

資料11－2表　平成18年度消防本部別入校状況

消防本部名	初任教育	専科教育				幹部教育	特別教育					合計
		特殊災害科	予防科	火災調査科	救急科	初級幹部科	らっぱ科	消防操法指導科	新任消防長研修	気管内チューブ追加講習	広報特別研修	
岐阜市消防本部	11	3	3	3	11	3		2		4	2	42
高山市消防本部		3	1	3		3		3	1	1	2	17
多治見市消防本部	3	3	3	1	3	3		3			2	21
中津川市消防本部	4	1	1		4	1		4		1	2	18
瑞浪市消防本部	2	1	1	1	2			1			2	10
羽島市消防本部	1	1	1	1	1	1		1		1	2	10
恵那市消防本部				1				5		1	2	9
土岐市消防本部	3				3			1		1	2	10
各務原市消防本部	7	1	1	1	7	1		1	1	2	2	24
山県市消防本部	3	1	1	1	3	1		2		1	2	15
飛騨市消防本部	2	1	2	2	4	1		2		1	2	17
郡上市消防本部	2	1	1	1	1	1		2		1	2	12
下呂市消防本部	3	2		2	2			2		1	2	14
海津市消防本部		2	1	1		1		1			2	8
養老町消防本部		1	1	1		1		2	1		2	9
不破消防組合	2			1	2			2			2	9
羽島郡広域連合	4	1	1	1	4	1		2		2	2	18
本巣消防事務組合	1		1	1	4					1	2	10
揖斐郡消防組合	2				2			2			2	8
可茂消防事務組合	13	2	3	2	13		2	3		2	2	42
大垣消防組合	3	1	2	2	3	2		2			2	17
中濃消防組合	4	2	2	2	4	2		2	1	2	2	23
瑞穂市	9				9							
合計	79	27	26	28	82	22	2	45	4	22	44	381

資料１１－３表　平成１８年度自衛消防隊員教育入校事業所数及び入校者数

市町村名	事業所数	入校者数	市町村名	事業所数	入校者数
岐阜市	10	11	笠松町	1	1
大垣市	2	3	垂井町	3	3
高山市	3	4	関ヶ原町	1	1
多治見市	1	2	北方町	1	1
関市	3	6	坂祝町	1	2
中津川市	1	1	合計	45	58
美濃市	2	3			
瑞浪市	1	1			
恵那市	3	3			
美濃加茂市	2	2			
各務原市	2	2			
可児市	2	2			
山県市	2	3			
瑞穂市	1	2			
本巣市	2	4			
海津市	1	1			

資料11-4表　平成１８年度市町村別消防団員消防学校派遣数

区分	平　成　18　年　度									過　去　の　状　況		
市町村名	計	基礎教育	機関	初級幹部	中級幹部	らっぱ	指導員	震災対策	短期入校	平成１７	平成１６	平成１５
合計	1121	25	29	462	39	20	81	50	415	1060	1071	1072
２１市計	869	23	28	340	32	14	65	47	320	824	789	800
岐阜市	21			2	3		3	1	12	49	11	7
大垣市	28			8	1	2			17	45	31	14
高山市	64			31	2	3	8	3	17	38	103	104
多治見市	22			8					14	47	29	45
関市	69		9	16	10	2	6	9	17	53	36	60
中津川市	92	2	1	46	1	1	7	7	27	59	90	81
美濃市	16			10	3		2	1		16	17	15
瑞浪市	34			11			1	1	21	40	16	18
羽島市	25						2		23	3	4	27
恵那市	82			47			2	2	31	94	101	97
美濃加茂市	45			22	3				20	32	34	38
土岐市	38			18			5		15	56	36	33
各務原市	31			6	3		6	3	13	32	33	24
可児市	16			16						16	13	12
山県市	54			31		1	1	6	15	50	48	43
瑞穂市	40	2	4	2	2		4	2	24	31	13	34
飛騨市	34		4	26			3	1		28	43	30
本巣市	75	19	10	8	2		6	11	19	55	21	45
郡上市	31			21	2	5	3			18	30	40
下呂市	35			11			6		18	37	66	23
海津市	17								17	25	14	10
９郡計	252	2	1	122	7	6	16	3	95	236	282	272
羽島郡２計	1	0	0	0	0	0	1	0	0	3	24	31
岐南町	0										1	25
笠松町	1						1			3	23	6
養老郡１計	52	0	0	31	0	4	0	0	17	36	57	57
養老町	52			31		4			17	36	57	57
不破郡２計	40	0	0	12	3	2	2	2	19	47	29	32
垂井町	37			12	1	2	1	2	19	32	29	31
関ヶ原町	3				2		1			15		1

区分	平　成　18　年　度									過 去 の 状 況		
市町村名	計	基礎教育	機関	初級幹部	中級幹部	らっぱ	指導員	震災対策	短期入校	平成17	平成16	平成15
安八郡3計	56	0	0	33	0	0	0	0	23	32	59	60
神戸町	37			14					23	11	37	36
輪之内町	19			19						21	18	20
安八町	0										4	4
揖斐郡3計	42	2	0	18	0	0	4	0	18	35	47	44
揖斐川町	22						4		18	15	28	23
大野町	18			18						20	19	20
池田町	2	2										1
本巣郡1計	6	0	0	2	1	0	3	0	0	2	3	4
北方町	6			2	1		3			2	3	4
加茂郡7計	29	0	1	6	0	0	4	0	18	39	41	25
坂祝町	20						2		18	3	1	1
富加町	0											1
川辺町	0									20	20	6
七宗町	0											
八百津町	2						2			3	3	2
白川町	0										6	5
東白川村	7		1	6						13	11	10
可児郡1計	14	0	0	13	0	0	0	1	0	10	15	13
御嵩町	14			13				1		10	15	13
大野郡1計	12	0	0	7	3	0	2	0	0	32	7	6
白川村	12			7	3		2			32	7	6